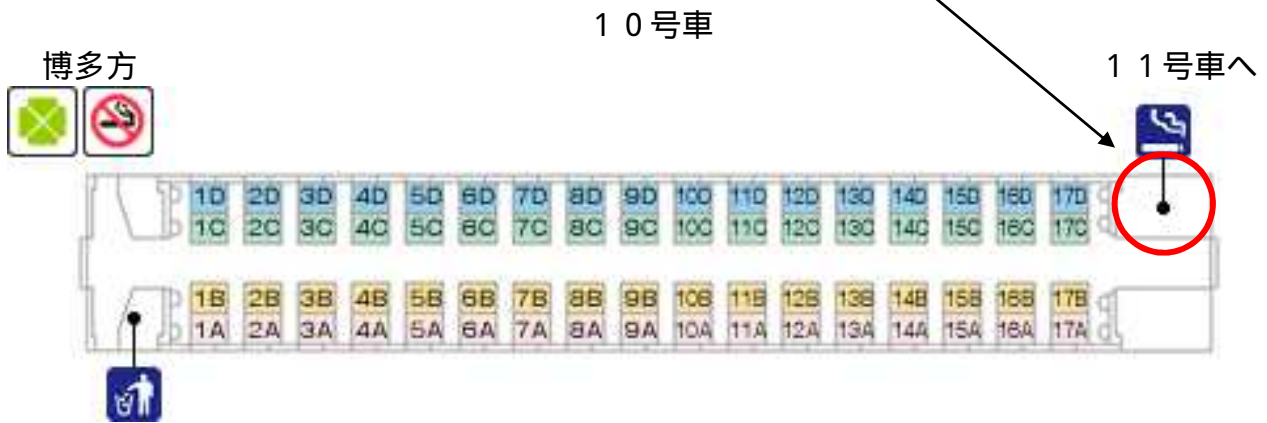


N700系(16両編成)の10号車と11号車の見取図

画像の出典

JR東海ホームページ「車両のご案内 座席配置・車内設備(N700系)」
https://railway.jr-central.co.jp/train/shinkansen/detail_01_01/seat.html

喫煙客が使用した喫煙ルーム =



喫煙客がやってきた席(B席=通路側) =
控訴人(原告)が乗車していた席(A席=窓側)

新幹線車両1両の長さは25メートル(【甲65号証】を参照)。

したがって から までの距離は、約20メートル。

よって本件訴訟で問題となっている喫煙客が10号車の喫煙ルームで喫煙を終えてから
11号車13番B席へ来るまでの所要時間は、約30秒程度。

以上